

## 随意契約結果表(委託等契約)

所属名	世界遺産富士山課
契約締結年月日	平成 28 年 6 月 20 日
契約者名	公益財団法人 日本交通公社
契約名	富士山登山道収容力及び外国人登山者動向調査研究業務
契約金額 (税込み)	18,792,000 円
随意契約理由	<p>本業務の委託事業者に対しては、単なるアンケート調査業務の請負ではなく、その結果を踏まえた指標や目標値の提案、さらには価値観や利害の異なる様々な関係者間の合意形成に向けた資料作成、有効な施策に結びつく提案など、非常に高度な素養が求められる。</p> <p>このため、平成 26 年度の業務委託の際、本業務の監修を依頼する専門家へのヒアリング等から指名業者を選定し、指名競争入札を実施した結果、公益財団法人 日本交通公社が落札した。</p> <p>続く平成 27 年度には、今後数年間の事業継続を見据え、前年度までの実績（地元関係者との関係構築並びに学識者との議論を通じた当該調査に係る専門知識の蓄積）を踏まえ、効果的な業務遂行が期待されることから、同法人と随意契約（単独）を行った。</p> <p>同法人は、富士山の収容力に係る平成 26 年度及び 27 年度本県事業を適確に履行していることに加え、平成 27 年度から静岡県委託事業も受託しており、同法人以上に富士山の収容力研究に関する業務実績を有する事業者は他にないと判断される。</p> <p>一方、同法人以外の事業者に業務委託した場合、来訪者管理に係る最新の学説等の理解、これまでの一連の研究や協議結果・課題等を正しく把握する必要がある。それには相応の事前準備が必要であり、今年度の業務遂行及び期限の定められている指標設定作業等に著しい弊害が生じる可能性が高い。</p> <p>なお、平成 27 年度、環境省から外国人登山者動向把握業務調査を受託しており、富士山における外国人対象の調査についても多くのノウハウを有している。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 山梨県財務規則第 137 条第 3 項